

京 都 綾 部 さ く ら ホ ー ム (介護予防) 訪問リハビリテーション 運 営 規 程

(事業の目的)

第 1 条 医療法人社団恵心会が開設する介護老人保健施設京都綾部さくらホーム（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士又は作業療法士が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスが提供できるように努める。
 - 3 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 上記の他「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 厚生省令第 37 号 平成 11 年 3 月 31 日付」の具体的取扱い方針を遵守する。

(事業所の名称)

第 3 条 名称及び所在地は次のとおりとする。

1) 名 称	京都綾部さくらホーム 訪問リハビリテーション
2) 所在地	京都府綾部市高津町遠所 1 番地 611

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 指定訪問リハビリテーション等に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（介護老人保健施設施設長との兼務）

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込にかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者の職種及び員数

理学療法士	常勤換算 1.0 名以上	通りハとの兼務
作業療法士		
言語聴覚士		

理学療法士及び作業療法士は、利用者に交付した（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供する。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1) 営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
2) 営業時間	午前 8 時 30 分から午後 17 時までとする。
3) サービス提供時間	午前 9 時から午後 16 時 30 分までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第 6 条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の 1 割とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

§ 通常の事業実施地域を超えた地点から、1 kmにつき 15 円

- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、綾部市内の中筋・綾部・豊里の各地区を提供地域とする。又、福知山市の内、観音寺・興・石原・報恩寺・私市の各地区も提供地域に含むものとする。又、実施地域以外であっても利用者の希望があった場合は都度協議の上、決定する。

(事故発生時の対応)

第 8 条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(相談・苦情処理)

第 9 条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等にかかる利用者からの要望、苦情などに対し、迅速に対応する。

(その他運営に関する留意事項)

第 10 条 当事業所は、社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 2 か月以内

(2) 継続研修 月 1 回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団恵心会が定めるものとする。

(附則) この規定は、2013 年 7 月 1 日から施行する。

(最終改訂) 2026 年 4 月 1 日 一部改訂